

奈良市てん茶加工委託支援補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で生産された茶葉をてん茶として加工する際に要する加工委託費を支援することにより、抹茶需要の拡大に対応したてん茶生産の促進、市内茶業の収益性の向上及び持続的生産体制の確立を図ることを目的として、奈良市てん茶加工委託支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の適正な交付のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「てん茶加工」とは、収穫された茶葉（生葉）を受入れ、選別し、蒸熱、冷却、乾燥（揉まずに乾燥）、茎葉分離及び乾燥仕上げの工程を経て、てん茶（荒茶）として完成させる一連の工程をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内圃場で茶を栽培する農業者またはその者をもって構成する団体
- (2) その他市長が適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、市内で生産された茶葉（生葉）を原料として、外部の製茶事業者へ委託し、第2条に規定するてん茶加工を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する事業の実施に直接要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

2 次に掲げる工程に係る経費は補助対象としない。

- (1) 栽培及び摘採に要する経費
- (2) 運搬に要する経費
- (3) 仕上げ加工及び抹茶加工に要する経費
- (4) 包装及び販売に要する経費
- (5) その他市長が不適当と認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1補助対象者当たり30万円を上限）を基準とし、予算の範囲内で交付する。ただし、急施を要する等特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象者が本則課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税を補助対象外とする。

(補助要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内で生産された茶葉を使用すること
- (2) 加工後のてん茶は、奈良県内で自ら販売又は出荷すること
- (3) 国、県その他の補助金と重複して補助を受けていないこと

(交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 奈良市てん茶加工委託支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- (2) てん茶加工委託費の支払を証する書類
- (3) 農地情報照会同意書兼誓約書
- (4) 消費税チェックシート
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、奈良市てん茶加工委託支援補助金交付決定兼確定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(書類の整備)

第10条 申請者は補助金交付に関する書類を整備し、補助金交付の日が属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 申請者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行し、令和8年度事業から適用する。

第1号様式（第8条関係）

奈良市てん茶加工委託支援補助金交付申請書兼実績報告書

奈良市長 様

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

奈良市てん茶加工委託支援補助金交付要領第8条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 年度	補助金名称	奈良市てん茶加工委託支援補助金
経費所要額			
補助率		1/2 以内	
交付申請（実績）額			
添付書類			
主務課長の意見			

奈良市てん茶加工委託支援補助金交付決定兼確定通知書

奈良市指令観農 第

様

令和 年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定及び額を確定したので奈良市てん茶加工委託支援補助金交付要領第9条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

奈良市長



補助年度	令和 年度	補助金名称	奈良市てん茶加工委託支援補助金
補助対象金額			
補助率		1/2 以内	
交付決定及び確定金額			
交付条件		<p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）関係者でないこと。</p> <p>(2) 現時点において、今後も農業経営を継続する意思を有していること。</p> <p>(3) 交付申請書類等及び添付書類の内容が事実と相違ないこと。</p> <p>(4) 市が行う補助金の交付に関する確認のための調査に協力すること。</p> <p>(5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、一切異議を申し立てず、市長の求めに応じて補助金を返還すること。</p>	